

施工体制台帳の作成及び提出に関する実施要領

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
経理部
令和7年3月

第1. 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保を図る必要がある。このため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請負人」という。）は、施工体制台帳を整備することにより、的確な建設工事の施工体制の確保を図り、機構は、元請負人の施工体制について作成した施工体制台帳の写しを提出させ、機構においても的確に施工体制を把握することを目的とする。

第2. 適用対象工事

機構が発注する工事のうち、元請負人が下請契約を締結した全ての工事

第3. 施工体制台帳の作成

元請負人は、元請負人に関する事項を記載するとともに、一次下請負人に関する事項について、添付すべき書類の提出を下請負人に求め、必要事項を記載し、施工体制台帳を作成する。

また、下請負人に対して、再下請け契約の締結をしたときは、再下請負通知書及び添付書類を遅延なく提出させ、施工体制台帳及び施工体系図の整備を行う。

1. 施工体制台帳に記載すべき内容

- (1) 建設業法第24条の8第1項、建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

2. 施工体制台帳に添付すべき書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

- (1) 元請請負人に関する添付書類
 - イ) 建設業許可を証する書面の写し
 - ロ) 機構との契約書の写し
 - ハ) 一次下請負人との契約書の写し（注文・請書、基本契約書、約款等の写し）
 - ニ) 技術者資格を証する書面の写し（監理技術者資格証明書は裏面も必要）
 - ホ) 専門技術者を置いた場合は資格を証明できるものの写し
（国家資格等の技術検定合格証明等の写し）
 - ヘ) 技術者の雇用関係を表すものの写し
（住民税特別徴収税額の通知書等の写し）
 - ト) 作業員名簿
- (2) 各下請負人（二次下請以降を含む）に関する添付書類
 - イ) 建設業許可を証する書面の写し（記載内容に応じ添付）
 - ロ) 再下請負通知書（二次下請以降がある場合）
 - ハ) 再下請負人との契約書の写し（二次下請以降がある場合）

(注文・請書、基本契約書、約款等の写し)
※全ての下請契約について請負代金の額の明記が必要

3. 再下請負通知書について

元請負人は、次の(1)～(3)までの事項を記載した書面を下請負人に対し交付するとともに工事現場の見やすい場所に掲示し、再下請負通知書を下請負人に作成提出させ、とりまとめを行う。

- (1) 元請の商号又は名称
- (2) 当該工事が施工体制台帳作成工事であり、当該下請が受注した工事を他の建設業を営む者に受注させたときは、再下請負通知の提出が必要
- (3) 再下請負通知書の提出場所

4. 作業員名簿の作成

施工体制台帳に添付する作業員名簿には、当該建設工事に従事する者に関する次の事項を記載する。

- (1) 氏名、生年月日及び年齢
- (2) 職種
- (3) 社会保険の加入状況
- (4) 中退共又は建退共被共済者であるか否かの別
- (5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
- (6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格
(本人が希望しない場合は記載不要)

5. 記載事項及び添付書類の変更

作成した施工体制台帳の記載事項について変更があったときは、遅延なく、当該変更があった年月日を付記し、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載する。また、添付書類について変更があったときは、既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付する。

6. 個人情報の保護

施工体制台帳の添付書類や作業員名簿等に記載のある個人情報については、「個人情報保護に関する法律」(平成15年法律57号)及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成24年国土交通省告示363号)に則り、適切に取り扱う必要がある。

第4. 施工体系図の作成及び掲示

元請負人は、施工体制台帳に基づき、施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示する。

- 1. 掲示する施工体系図は、各下請負人の施工分担関係が明らかとなるよう、系統的に作成する。
- 2. 表示事項
 - (1) 元請負人に関する事項
 - イ) 元請負人の商号又は名称
 - ロ) 発注者の名称、工事の名称、工期
 - ハ) 配置技術者の氏名
 - ニ) 専門技術者を置くときは、その者の氏名及び管理をつかさどる工事の内容
 - (2) 各下請負人に関する事項

- イ) 下請負人の商号又は名称
- ロ) 請け負った工事の工期
- ハ) 配置技術者の氏名及び管理をつかさどる工事の内容

3. 施工体系図の掲示は、下請負人契約を締結した場合、遅くとも当該工事の着手前には行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に追加、変更があったときには、速やかに施工体系図を追加、変更して掲示する必要がある。

第5. 提出手続き

工事着手までに管理技術者（監理）は、元請負人に対し施工体制台帳に係る書類の写しを提出させるものとする。また、施工体制に追加、変更が生じる場合は、その都度提出させるものとする。

提出を受けた管理技術者（監理）は、「工事現場における施工体制の把握に関する点検要領」に基づき点検を行い、機構に報告を行う。

なお、施工体系図は、工事関係書類等引渡時には、最終実績として全体系が分かる状態で施工体制台帳の前に綴るものとする。

第6. 作成及び提出根拠

- ① 建設業法 第24条の8
- ② 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条
- ③ 公共建築工事標準仕様書〔建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編〕
(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 - 1章 一般共通事項 1節 一般事項「1. 1. 5」
- ④ 公共建築改修工事標準仕様書〔建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編〕
(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
 - 1章 一般共通事項 1節 一般事項「1. 1. 5」
- ⑤ 建築物解体工事共通仕様書
 - 1章 一般共通事項 1節 一般事項「1. 1. 5」

第7. 適用

この要領は、令和4年4月1日以降に発注する工事に適用する。

附 則（令和4年12月26日改正）

この要領は、令和5年1月1日から適用する。

附 則（令和7年3月14日改正）

この要領は、令和7年4月1日から適用する。